平成２４年（フ）第２５３号
北海道河東郡士幌町字中士幌西２線75番地
債務者　佐々木弘貴
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
北海道帯広市清川町仲通東13番地１
債務者　火ノ川里奈
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６７８号
静岡県牧之原市静波2018番地２　静波ハイツＦ
債務者　永江　俊孝
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７９号
静岡県牧之原市静波2018番地２　静波ハイツＦ
債務者　永江　恵子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８６号
静岡市清水区蒲原神沢270番地
債務者　北原　　進
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７号
長野県佐久市岩村田62番地５　サンコーポラス１―205
債務者　鈴木　　真
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第６３３１号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番21―104号
債務者　田中　敏孝
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１７号
大阪市大正区三軒家東６丁目12番13号　メゾン金津102号
債務者　安立　昌子（旧姓黒﨑）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０２号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目24番13―309号　天住第２マンション
債務者　田場　則光
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２４８号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目７番10号　山上アパート２Ｆ―奥
債務者　村松　貴義
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５１４号
静岡県浜松市中区下池川町25番11号
債務者　堀尾　和由
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５１５号
静岡県浜松市東区大瀬町429番地
債務者　堀尾あや子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
愛知県豊橋市杉山町字知原12番地の1273
債務者　井上　喜直
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４５３６号
大阪市淀川区西宮原１丁目８番33号
破産者　株式会社サンビジネス
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５８号
大阪市旭区赤川３丁目16番13号
破産者　株式会社馬籠組
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部